

Accuver 株式会社、総務省ガイドラインに従った「実効速度計測運用業務」を受託

Accuver 株式会社(本社:東京都港区、TEL:03-6430-2580、www.accuver.jp、以下 Accuver)は、総務省が平成 27 年 7 月 31 日に定めた「移動系通信事業者が提供するインターネット接続サービスの実効速度計測手法及び利用者への情報提供手法等に関するガイドライン(以下ガイドライン)」に従って運営される『共通実施機能』を 3 年契約で受託し、運用を開始しました。

ガイドラインではスマートフォンやモバイルデータ通信の通信速度の広告表示に実測値を表示するために、株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社等の事業者が共通して実施する通信速度計測手法や運用方法について明記されています。電気通信サービス向上推進協議会を事務局とする実効速度適正化委員会による適切性確認の元に Accuver は事業者向けに共通実施機能として以下の業務を運営します。

- 計測地点ランダム選定ツールの運用(事業者からの申請受付、計測場所の選定・通知など)
- 計測ツール、共用計測サーバの運用(計測状況のモニター、事業者への計測結果の送付など)
- 計測ツール、共用計測サーバの追加開発(機能開発、アップデート等)



Accuver が運用、追加開発する計測ツールの画面例

Accuver は移動体通信業界において 15 年以上サービス品質評価装置の提供を行って参りました。その長い業界経験と品質評価装置提供経験を活かして、実効速度計測における中立性の担保と計測の適切性を確保した運営を行って参ります。

※プレスリリースに掲載されている会社名、商品名、サービス名はそれぞれ、日本国およびその他の国における各社の登録商標または商標です。

※プレスリリースに掲載されている内容、サービス、仕様、お問い合わせ先、その他の情報は予告なしに変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。

【本件に関するお問い合わせ先】

Accuver 株式会社

Tel: 03-6430-2582 Mail: hamaoka_t@accuver.com Web: <http://www.accuver.jp>

[http://\(プレスリリース\)](http://(プレスリリース))